

## 部署名義コーポレートカード特約書

本特約は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するティーエスキュービックコーポレートカードのうち、第1条（用語の定義）第2項に定める部署名義コーポレートカードの取引条件に関し、定めるものです。

### 第1条（用語の定義）

- 「対象コーポレート会員」とは、当社との間で、別途コーポレートカード取扱に関する契約を締結した法人または団体（以下「法人等」といいます）のうち、本特約を承認のうえ、第2項に定める部署名義コーポレートカードの発行を当社所定の方法により申込み、当社が認めた法人等をいいます。
- 「部署名義コーポレートカード」とは、当社が発行するティーエスキュービックコーポレートカードのうち、対象コーポレート会員の指定する対象コーポレート会員の部署その他の組織（以下「部署等」といいます）ごとに発行されるものをいいます。
- 「部署名義カード使用者」とは、対象コーポレート会員が、本特約に基づく部署名義コーポレートカードの利用を行う一切の権限を授与した対象コーポレート会員の役員または従業員等をいいます。

### 第2条（基本的事項および承諾事項）

- 部署名義コーポレートカードには、通常のコーポレートカードとは異なる以下の特性があります。
  - ティーエスキュービックコーポレートカード会員規約（以下「会員規約」といいます）第4条（カードの貸与と取扱い）第2項および第3項の定めにかかわらず、部署名義コーポレートカードの署名欄には部署等の名称を記載することが予定されていること、および部署名義コーポレートカードの券面には、カード使用者の氏名に代えて、対象コーポレート会員の部署等の名称が表示されること。そのため、加盟店の店頭で部署名義コーポレートカードが使用される場合には、加盟店が売上票の署名とカードの署名の同一性に確認（以下「署名確認」といいます）を省略する場合があること。
  - 会員規約の定めにかかわらず、部署名義コーポレートカードの発行がされた部署等に所属する対象コーポレート会員の役員または従業員等（以下「対象役職員」といいます）が、会員規約に基づき部署名義コーポレートカードを退会し、または会員資格を喪失するまでの間、すべて部署名義カード使用者の資格を有する者として取り扱われること。そのため部署名義コーポレートカードならびにカード番号、有効期限、暗証番号およびセキュリティコード（以下総称して「カード情報」といいます）を使用する者が不特定であり、かつ多数にのぼる可能性があること。
  - 対象コーポレート会員から当社および加盟店に対して対象役職員の情報が提供されないこと。そのため当社および加盟店は、部署名義コーポレートカードを使用する者が対象役職員であるか否かを確認することができないこと。なお、対象コーポレート会員が、当社および加盟店に対して対象役職員の情報または対象役職員でなくなった者の情報を提供したとしても、それをもって当社または加盟店に対して代理権の不存在を主張することはできません。
  - 会員規約の定めにかかわらず、キャッシングの各機能を利用することはできないこと。
  - 対象コーポレート会員は、インターネットショッピング等において部署名義カードが利用できない場合があること。
- 対象コーポレート会員になろうとする法人等は、第1項各号の特性から、部署名義コーポレートカードについて通常のコーポレートカードに比して第三者による不正利用、対象役職員による権限外の利用等の問題が生じる危険性が高まることを理解のうえ、部署名義コーポレートカードの発行を申し込みます。また、対象コーポレート会員は、部署名義コーポレートカードおよびカード情報（以下総称して「部署名義カード等」といいます）の管理等を厳重に行うとともに、本特約で特に定める場合を除き、部署名義等を使用したカ

ド利用（第三者による不正利用および対象役職員による権限外の利用を含みますが、これに限りません）について一切の責任を負います。

3. 対象コーポレート会員は、当社および加盟店が、部署名義コーポレートカードを使用する者につき、対象役職員であること、および部署名義カード使用者の資格を有することを確認する義務を負わないことをあらかじめ承諾します。
4. 対象コーポレート会員は、店頭でカードが使用される際に署名確認を行う加盟店において、部署名義コーポレートカードを使用することができない場合があることをあらかじめ承諾します。なお当該加盟店において部署名義コーポレートカードが使用できた場合でも、対象コーポレート会員は当該使用にかかるカード利用代金を負担するものとし、当社および加盟店は当該加盟店で部署名義コーポレートカードが使用できたことについて何ら責任を負いません。
5. 会員規約第4条第2項の定めにかかわらず、対象コーポレート会員は、部署名義コーポレートカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に当該カードが発行された部署等の名称を記載します。
6. 対象コーポレートカード会員は、部署名義コーポレートカードの発行を希望する場合、コーポレートカード取扱いに関する規約第5条（カード使用者の入会および更新）第1項の定めにかかわらず、当社所定のコーポレートカード入会申込書（以下「申込書」といいます。）への総括責任者の届出印の捺印を不要とすることに同意します。なお、申込書の当社への提出は、総括責任者または総括担当者より行うものとします。

### 第3条（対象役職員の同意取得等）

対象コーポレート会員は、部署名義カード使用者に対し、部署名義コーポレートカードの使用に先立ち、本特約ならびに会員規約およびこれに付随する規定等（以下総称して「会員規約等」といいます）の内容を説明し、明示の同意を得ます。また対象コーポレート会員は、部署名義カード使用者に対し、会員規約等に定めるコーポレート会員およびカード使用者の義務を遵守させるものとし、部署名義カード使用者による当該義務の違反について一切の責任を負います。

### 第4条（異動・退職後の役職員による利用防止等）

対象コーポレート会員は、異動・退職等により部署名義カード使用者の資格を失った対象役職員が部署名義カード等を用いたときには、正当な権限を有する者の利用とみなされることを理解し、当該利用を防止するために以下の措置を講じる義務を負います。

- (1) 部署名義カード使用者が、異動・退職等により部署等に所属しなくなった場合には、その者に交付していた部署名義コーポレートカードを回収すること。
- (2) 部署名義カード使用者に対し、当該カードに係るカード情報をメモその他の方法で記録することを禁止し、当該禁止が遵守されていることを確保すること。
- (3) その他、部署名義カード等を利用する正当な権限を有しない者が、部署名義カード等を利用するのを防止するために必要となる措置。

### 第5条（暗証番号に関する特則）

対象コーポレート会員は、暗証番号を、部署名義カード使用者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理し、部署名義カード使用者にも同様の義務を遵守させます。登録された暗証番号が第三者に知られたことにより生じた損害は、すべて対象コーポレート会員の負担とします。

### 第6条（カードの紛失、盗難等にかかるカード利用代金免除の不適用）

部署名義コーポレートカードの紛失・盗難や、対象コーポレート会員または部署名義カード使用者が本特約または会員規約第4条（カードの貸与と取扱い）に違反したことにより他人に部署名義カード等を利用された場合、それらの利用代金は対象コーポレート会員の負担とします。ただし、紛失または盗難による場合であって当社が認め、かつ、会員規約第14条（カードの紛失・盗難等）第2項に定める条件（同条第2項各号にしないことを含みます）をすべて充足した場合には、当社は、同条第2項に定める範囲の支

払を免除します。

#### 第7条（部署名義コーポレートカードにかかるカード利用代金の負担）

本特約で特に定める場合を除き、部署名義コーポレートカード使用にかかる利用代金はすべて対象コーポレート会員の負担となります。

#### 第8条（有効性の確認にかかる事項）

- 対象コーポレート会員は、部署名義コーポレートカードの券面および署名欄に対象コーポレート会員の部署等の名称が表示または記載されていることなどから、部署名義コーポレートカードの使用に際し、加盟店が、当社に対し部署名義コーポレートカードの有効性等について確認を求める場合があることをあらかじめ承諾します。
- 対象コーポレート会員は、部署名義カード使用者に対し、加盟店から前項の確認に対する協力を求められる場合があることを説明し、部署名義カード使用者をして、かかる要請があったときは当該確認に協力させるものとします。
- 対象コーポレート会員は、第1項の確認の結果、加盟店が部署名義コーポレートカードの使用を拒絶することがあることを承諾します。
- 前各項の規定は、当社および加盟店に対し、第1項の確認を行う義務を課すものではありません。

#### 第9条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約第23条（規約の変更）が準用されます。

#### 第10条（適用関係）

本特約は、対象コーポレート会員の部署名義コーポレートカードの発行、使用等について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約およびこれに付随する規定等が準用されます。なお、部署名義コーポレートカードに関して、本特約と、会員規約または付随する規定等とが矛盾ないし抵触する場合は、本特約の定めが優先されます。本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。